

わが国の入学試験制度および福祉教育に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十年六月十二日

参議院議長江田五月殿

牧山ひろえ



## わが国の入学試験制度および福祉教育に関する質問主意書

十八歳人口の大学全入時代を迎へ、大学における入学試験制度および、入学後の教育に関しての社会的関心は高まつてゐる。近年、私立大学を中心にAO入学試験など福祉活動を評価する取組がなされているが、国立大学では一部の大学においてAO入学試験が行われてゐるだけである。

例えば米国における大学入学試験では、高等学校在籍中の成績評価がきわめて優れることは当然のこととして、バランスのとれた人物を求めることから福祉活動を活発に行つてることも評価の対象となることが多く、試験による成績のみを入学許可の基準とする日本の大学とは考え方が違うと認識している。

そこで、政府の大学入学試験制度および福祉教育全般についての認識及び取組について質問する。

一 米国では、高等学校在籍中の成績評価に加え、福祉活動における実績が入学試験の評価対象となることも多いことから、高校生のみならず中学生、小学生にいたるまで、生徒児童らは早い段階から様々な福祉活動に注力している。

一方で、わが国の国立大学においては、福祉活動の経験を入学審査の対象にすることが希であると考えられる。福祉教育を推し進める観点から、わが国における入学試験制度でも福祉活動の経験を入学審査の

対象にすべきと考えるが、政府の認識を示されたい。

二 同様に、大学入学後の単位認定及び卒業要件に、学生が市町村の行う高齢者ケアサービスに補助員として参加することや、障害者施設における補助員をつとめることなど、福祉活動の実績を対象とすべきであると考えるが、政府としての認識を示されたい。

三 バランスのとれた人間形成のためにも、大学をはじめ、小中高、専門学校等のあらゆる教育機関で福祉活動を教育の重要項目にしていくべきであると考えるが、政府の認識を示されたい。

右質問する。